

染した場合は、迅速に労災補償を行ってまいります。また、「職場における取組の5つのボイント」「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」が事業場において幅広く活用されるよう、周知徹底を図っています。

次に、働き方改革についてです。ご存じのとおり、「働き方改革関連法」が施行され3年が経過しております。主だった改正の時間外労働時間の上限規制、年次有給休暇の5日の取得等につきましては、既に多くの企業で取り組んでいただけておりますが、中小企業・小規模事業者等が生産性を高めつつ労働時間の短縮等に向けた具体的な取組を行っていくことが重要であり、そのため、当署としましても、署内に設置している「労働時間相談・支援コーナー」に専門の支援班を置き、きめ細やかな相談・支援を行っていきたいと思っております。

また、島根労働局の委託事業として、松江市に「島根働き方改革推進支援センター」を設置し、働き方改革関連法に関する相談はもちろん、労働時間管理のノウハウや賃金制度の見通し、同一労働同一賃金ガイドラインなどを参考とした非正規雇用労働者の処遇改善に関する相談や、

平素より会員の皆様方の事業場におかれましては労災防衛運動をはじめ働き方改革の推進等による長時間労働の是正や職場環境の改善への取り組み、また島根労働基準協会浜田支部に対しまして絶大なるご支援ご協力を賜り、浜田支部の事業活動が円滑に運用されておりますことに、厚くお礼申し上げます。

先ず新型コロナウイルス感染症についてですが、県内におい発症者は高止まりに罹患された方々にお見舞い申し上げるともに、治療と感染予防に力を注がれている方々に感謝と尊敬の意を表します。現状、我々がすべきことはそれぞれがガイドラインを順守して、より感染対策を徹底する中で、日常生活を送ることがとても大切だと思っています。今まで以上

ご挨拶

浜田支部だより

一般社団法人 島根労働基準協会浜田支部

支部長 横 町 彰 一

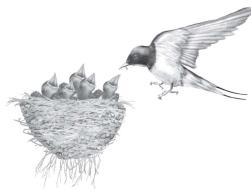
(日本製紙㈱江津工場 工場長)

第40号
令和4年5月
一般社団法人
島根労働基準協会部
島浜
浜田市田町116-6 通階
TEL0855-23-5611

現在、我が国は急速な労働人口の減少と高齢化社会を迎えており、誰もがその持てる能力を十分に發揮できるよう、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等による「働き方改革」の推進が非常に重要なとなっております。

働き方改革関連法により労働基準法等が改正され、年5日間の年次有給休暇の新設や大企業のみならず中小企業に対しても時間外労働の上限規制の適用が開始されております。まずは、労働基準法等改正の内容を良く理解することが重要と考えております。そのためも、浜田労働基準監督署に設けられておりました労働時間相談・支援コーナーをご活用下さい。

終わりになりますが、会員の皆様方事業の益々のご発展と無災害を祈念申し上げます。



新任のご挨拶と
ご紹介
署長 元行展久



本年4月1日付で浜田労働基準監督署長として着任いたしました元行展久をスローガンとして展開されます。(準備期間は6月1日から6月30日まで)この全国安全週間を契機として、労働災害防止の重要性につ

り組むとともに、業務により感染した場合は、迅速に労災補償を行ってまいります。また、「職場における取組の5つのボイント」「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」が事業場において幅広く活用されるよう、周知徹底を図っています。

次に、働き方改革についてです。ご存じのとおり、「働き方改革関連法」が施行され3年が経過しております。主だった改正の時間外労働時間の上限規制、年次有給休暇の5日の取得等につきましては、既に多くの企業で取り組んでいただけておりますが、中小企業・小規模事業者等が生産性を高めつつ労働時間の短縮等に向けた具体的な取組を行っていくことが重要であり、そのため、当署としましても、署内に設置している「労働時間相談・支援コーナー」に専門の支援班を置き、きめ細やかな相談・支援を行っていきたいと思っております。

また、島根労働局の委託事業として、松江市に「島根働き方改革推進支援センター」を設置し、働き方改革関連法に関する相談はもちろん、労働時間管理のノウハウや賃金制度の見通し、同一労働同一賃金ガイドラインなどを参考とした非正規雇用労働者の処遇改善に関する相談や、

助成金の活用方法、人材不足への対応に沿った相談などに対応させていただいております。

よって、「島根働き方改革推進支援センター」についてもご利用いただきたいと思います。

次に、最低賃金については、
「働き方改革実行計画」等において年率3%程度を目途として引上げを進め、全国加重平均千円を目指すとされています。そして、島根県最低賃金は令和3年10月2日から時間額824円となっています。

よって、島根県最低賃金及び特定最低賃金の改定に伴い、最低賃金未満の労働者が事業場においても、労働災害防止策を実行する必要があります。令和3年の当署管内での労働災害発生状況は、休業4日以上の死傷者数が111人と前年より16.7%増加しています。他方、死亡者数は0人と前年より1人減少しています。

労働災害の動向の特徴としては、転倒灾害の占める割合が25%となっており、増加していることです。さらには60歳以上の高齢労働者の占める割合が33%と引き続き高くなっていることが挙げられます。

本年は第13次労働災害防止計画の最終年となることを踏まえ、目標である休業4日以上の死傷



監督・安衛課監督係
坂 東 大 也
中 西 雄 大

* * *

第95回
全国安全週間

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎えます。

事業場で労使が協調して労働災害防止策に取り組んで来た結果、労働災害は長期的にみると減少はしているが、令和3年の全国における死亡災害は857人と令和2年の803人を、休業4日以上の死傷災害は149,917人と令和2年の131,156人を上回り、平成14年以降最多となる見込みです。

一方で、浜田労働基準監督署管内での労働災害発生状況は、令和3年には死亡災害は発生しなかったものの、死傷災害は112人と令和2年の96人を上回り、業種別でみると建設業における労働災害は増加しているところです。

全国的な死傷災害の要因としては、高齢者の労働災害、転倒災害や動作の反動、無理な動作による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加が考えられます。こうした労働災害の防止対策としては、事業場内の体制として、安全衛生委員会での調査審議などの基本的な安全管理の取組が実施されているか、実施されていれば現場の意識にまで取組内容が落とし込まれているか、といった基本的な安全衛生管理の実情を把握し、改善などの措置を講じることが必要です。

よって、浜田労働基準監督署においても、労働災害が増加している現状を打破すべく、改めてこれらの措置を確認し、みなさまが実行に移しやすいよう、きめ細かな情報提供や具体的な取組方法についてのアドバイスなどの支援に努めて参ります。

このような状況を踏まえ、令和4年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組みます。

「安全は 急がず焦らず怠らず」

全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図っていただきますようお願いします。

者数を2017年と比較して5%以上減少されること、つまり休業4日以上の死傷者数116人以下となることが達成できるよう、あらゆる機会を捉えて労働災害防止対策について指導してまいります。

以上、述べさせていただきましたが、これらの方策を中心でまいりまして、引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様方のより一層の御発展、御活躍を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。

監督署として全力で取り組んでまいりまして、引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。